

積算システム利用手順書

公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下「センター」という。）が運営管理している「神奈川県版発注者支援業務用積算システム」（以下「積算システム」という。）を利用するにあたり、受注者は積算システム利用規約に同意し、以下の事務手続きを行う必要があります。

◆：受注者が行うこと

○：センターが行うこと

1 発注者支援業務を契約したら

- ◆受注者は、積算システムの利用規約に同意する。
- ◆受注者は、積算システム利用申込書に必要事項を記載し、調査職員の署名捺印後、センターへ提出する。
- ◆受注者は、利用料金をセンターの指定の口座に振り込む。
- 積算システム利用申込書に記載されている内容及び利用料金の振込を確認後、利用許可書を受注者に電子メールで送付する。
- ※利用料金の入金確認には、2～3日程度かかることがある。
- ◆受注者は、利用許可書に記載されている積算システムURLに接続し、操作マニュアルを確認する。操作マニュアルの「積算システムインストール及び起動方法」を確認し、積算システムを利用するために必要なアプリケーションのインストール作業を行う。

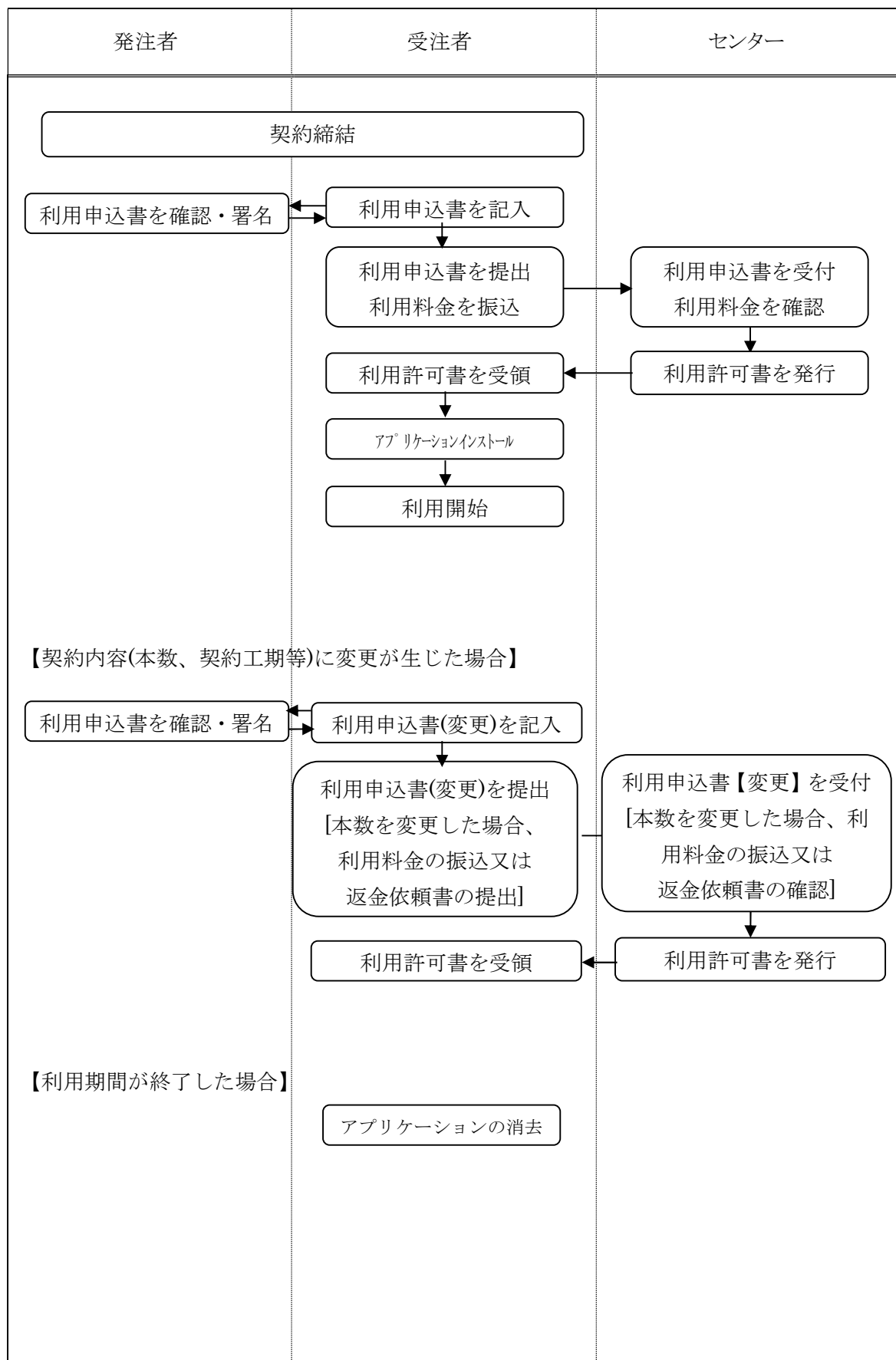
2 積算システム利用申込書に変更が生じた場合

- ◆受注者は、積算システム利用申込書に変更が生じた場合、積算システム利用申込書（変更）に必要事項を記載し、調査職員の署名捺印後にセンターへ提出する。
- ◆受注者は、積算システム利用本数が増加した場合、追加分の利用料金をセンターの指定の口座に振り込む。また、積算システム利用本数が減少した場合、様式3の神奈川県版発注者支援業務用積算システム利用料金返金依頼書をセンターへ提出する。
- センターは、積算システム利用申込書（変更）に記載されている内容及び追加分の利用料金の振込又は返金依頼書の確認後、積算システム利用許可書を電子メールで送付する。

3 積算システム利用期間の終了、積算システム利用の途中解除

- ◆受注者は、途中解除を行う場合には、利用責任者名でセンターに解約したい旨を記載した文書を提出する。
- ◆受注者は、操作マニュアルの「積算システムアンインストール方法」を確認し、積算システムを利用するためにインストールしたアプリケーションを消去する。

《積算システム運用手順フロー》



※発注者の署名押印がない場合、利用申請書を受理できません。